

# 保険・年金 フォーカス

## 欧州保険会社が 2018 年の SFCR(ソルベンシー財務状況報告書)を公表(1) — 全体的な状況報告 —

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

欧州の保険会社各社が 5 月上旬から 6 月中旬にかけて、単体及びグループベースの SFCR (Solvency and Financial Condition Report : ソルベンシー財務状況報告書) を公表している。これは、2016 年にソルベンシー II 制度が導入されて以来、3 回目となる対外公表されるソルベンシーと財務状況に関する詳細な報告書となっている。

これらの報告書については、これまでも保険年金フォーカス「[欧州保険会社が 2016 年の SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) を公表\(1\)~\(4\)](#)」(2017.7.11~2017.7.24) 及び「[欧州保険会社が 2017 年の SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) を公表\(1\)~\(4\)](#)」(2018.7.10~2018.7.30) (以下、「以前のレポート」と呼ぶ) で報告してきた。

各社が公表した 2018 年の SFCR についても、今回を含めた 5 回のレポートで、その概要を報告する。まずは、今回のレポートでは、SFCR の全体的な状況について報告し、次回以降のレポートで、欧州大手保険グループの SFCR から一部の項目(長期保証措置と移行措置の適用による影響、内部モデルと標準式の差異等)を抜粋して報告する。

### 2—SFCR(ソルベンシー財務状況報告書)とは

#### 1 | SFCR とは

SFCR は、ソルベンシー II 制度の下で、パブリック・ディスクロージャー資料として、一般に公開される資料であり、まさに、ソルベンシーと財務状況についての詳細な内容をまとめた報告書である。

#### 2 | SFCR の内容

SFCR の内容や構造については、ソルベンシー II 指令 2009/138/EC の第 51 条~第 56 条、委任規則 (EU) 2015/35 の第 290 条~第 298 条等に規定されている。

これによれば、SFCR の項目は、次ページの通りとなっており、

A. ビジネスとパフォーマンス、 B. ガバナンス制度、 C. リスクプロファイル

## D. ソルベンシー目的のための評価、E. 資本管理

に関する記述が求められる。

SFCR では、これらの項目に関する定性的かつ定量的な情報が記載される。また、記載内容については、①年度末の状況と前期間と比較しての重要な変化の分析、②評価についてはソルベンシー II ベース、いくつかの要素については財務諸表ベース、③資産、技術的準備金やその他の負債の価額に関しての重要な差異の説明、等が含まれている。なお、構造や最低限の内容以外の説明部分についてはフリーフォーマットとなっている。

### A. ビジネスとパフォーマンス

#### A.1 ビジネス

#### A.2 引受業績

#### A.3 投資実績

#### A.4 その他の活動の実績

#### A.5 その他の情報

### B. ガバナンス制度

#### B.1 ガバナンス制度に関する一般的な情報

#### B.2 適合・適切要件

#### B.3 リスクとソルベンシーの自己評価を含むリスク管理制度

#### B.4 内部統制制度

#### B.5 内部監査機能

#### B.6 保険数理機能

#### B.7 アウトソーシング

#### B.8 その他の情報

### C. リスクプロファイル

#### C.1 引受リスク

#### C.2 市場リスク

#### C.3 信用リスク

#### C.4 流動性リスク

#### C.5 オペレーショナルリスク

#### C.6 その他の重要なリスク

#### C.7 その他の情報

### D. ソルベンシー目的のための評価

#### D.1 資産

#### D.2 技術的準備金

#### D.3 その他の負債

#### D.4 評価のための代替的手法

#### D.5 その他の情報

## E. 資本管理

### E.1 自己資本

### E.2 ソルベンシー資本要件及び最低資本要件

### E.3 ソルベンシー資本要件計算におけるデュレーションベースの株式リスクサブモジュールの使用

### E.4 標準式と使用された内部モデルとの差異

### E.5 最低資本要件の不遵守とソルベンシー資本要件の不遵守

### E.6 その他の情報

こうした SFCR の内容に関して、監督当局が（再）保険会社に期待することのさらなる詳細については、EIOPA がガイドライン<sup>1</sup>を公表している。

また、SFSCR とともに公表される「ソルベンシー II 年次定量的報告テンプレート（Solvency II annual quantitative reporting templates : QRTs）」については、EIOPA が ITS（Implementing Technical Standards）で規定しているが、以下の項目に関する情報を特定するものとなっている。

- S.02.01.02 貸借対照表
- S.05.01.02 事業毎の保険料、保険金請求及び事業費
- S.05.02.01 国毎の保険料、保険金請求及び事業費
- S.22.01.22 長期保証措置及び移行措置の影響
- S.23.01.22 自己資本
- S.25.02.22 ソルベンシー資本要件
- S.32.01.22 グループの範囲にある会社

なお、SFSCR においては、これらの内容に加えて、各社毎に異なっているが、  
独立監査人報告書  
取締役の責任の声明  
等が附属資料として添付されている。

## 3 | SFSCR の開示

EU 指令対象の（再）保険会社は、毎年、ソルベンシーと財務状況に関する報告書（単体の SFSCR 及びグループ SFSCR（グループレベル又はシングル SFSCR））を開示しなければならない。SFSCR は AMSB（administrative, management or supervisory body）による承認が必要で、承認後に公表できる。なお、比例原則が適用される。

単体の SFSCR については、欧州経済地域（EEA）に本拠を置く会社について求められる。

一定の状況下では特定の情報を開示しないことも認められる。他の法的ないしは規制要件に基づいて行われた公衆開示を利用することも認められる。さらには、追加的にボランティア・ベースでソル

<sup>1</sup> 「報告と公衆開示に関するガイドライン」（EIOPA-BoS-15/109EN）（このガイドラインは、SFSCR だけでなく、RSR（Regular Supervisory Report：定期監督報告）についても含まれている）  
[https://eiopa.europa.eu/GuidelinesSII/EIOPA\\_EN\\_Public\\_Disclosure\\_GL.pdf#search=%27solvency+%E2%85%A1+SFSCR%27](https://eiopa.europa.eu/GuidelinesSII/EIOPA_EN_Public_Disclosure_GL.pdf#search=%27solvency+%E2%85%A1+SFSCR%27)

ベンチャーと財務状況に関する情報や説明を開示することもできる。開示された情報に大きな影響を与える重要な進展が見られた場合には情報の更新を行う必要がある。

#### 4 | SFCR の開示スケジュール

ソルベンシー II において求められる SFCR 等の報告書の監督当局等への提出・開示スケジュールについては、報告書の作成に大変な労力と時間を要することから、準備期間を考慮して、数年かけて段階的に本来的な期限へと早期化が図られてきている。

具体的には、SFCR について、単体ベースでは 2016 年の 20 週間以内から、2019 年の 14 週間以内へ、グループベースでは 2016 年の 26 週間以内から、2019 年の 20 週間以内へと短縮されていくことになる。SFCR については、パブリック・ディスクロージャー資料として、一般に公開される報告となっている。

より具体的には、2016 年決算の場合、単体が 2017 年 5 月 20 日、グループが 2017 年 7 月 1 日、2017 年決算の場合、単体が 2018 年 5 月 6 日、グループが 2018 年 6 月 17 日となっていたが、2018 年決算においては、単体が 2019 年 4 月 22 日、グループが 6 月 3 日となっており、毎年 2 週間ずつ早期化されてきている。2019 年の SFCR (2020 年 4 月、5 月に開示) からは、本来的なスケジュールに基づいた公表が行われていくことになる。

### 3—2018 年の SFCR の全体的な状況

2—2 | で述べたように、SFCR の記載項目等は法令等で規定されているが、さらに EIOPA は監督当局が期待するものについてのガイドラインを公表している。ただし、SFCR の詳細な内容については各社の裁量に委ねられた形になっており、実際の SFCR の記載内容等も各社各様となっている。

この章では、2018 年の SFCR の全体的な状況について、過去の SFCR との比較を含めて、主として欧州大手保険グループ 6 社 (AXA、Allianz、Generali、Prudential、Aviva、Aegon) の SFCR に基づいて、報告する。

#### 1 | 公表時期 (単体及びグループの SFCR)

2018 年決算におけるグループの SFCR の報告期限が 6 月 3 日であったことから、多くの会社が 5 月下旬頃に、対外的な公表を行っていた。ただし、一部の会社においては、2019 年決算で求められるスケジュールを念頭に、かなり前倒しで公表してきている。

欧州大手保険グループにおいては、Aviva が 5 月 10 日というかなり早い時期に、AXA、Allianz、Prudential、Aegon が 5 月中旬～下旬に、Generali が 6 月 3 日にプレスリリースを行っている。

#### 欧州大手保険グループ6社のグループSFCR(2018年)

	AXA	Allianz	Generali	Prudential	Aviva	Aegon
対外公表(プレス・リリース)	5月23日	5月20日	6月3日	N.A.	5月10日	5月24日
ボリューム(本体ページ数)	63	104	106	76	72	119
ボリューム(附属ページ数)	4	3	18	6	6	10
ボリューム(QTRs)	14	91	16	50	39	28
SFCRの言語	仏語、英語	独語、英語	伊語、英語	英語	英語	蘭語、英語
QRTsの取扱	別途資料	附属資料	別途資料	附属資料	附属資料	別途資料
監査報告書の添付	○	×	○	○	○	×

(※)ボリュームは英語版のケース

## 2 | ボリューム (ページ数)

SFCR のボリューム (ページ数) については、附属資料等を除いた本体部分だけで、欧州大手保険グループ 6 社のグループ SFCR だけをみても、60 ページから 120 ページとかなり幅のあるものとなっている。その他の会社では 20 ページに満たない会社もある。もちろん各社の会社構造等の違いもあることから、外形的なボリュームだけに基づいて、SFCR の内容の評価はできない。また、ページ数よりも記載内容がより重要であることは言うまでもない。

なお、過去の SFCR との本体ページ数の比較では、2016 年から 2017 年にかけては、会社によっては大きな変化があったが、2017 年から 2018 年にかけては各社ともあまり変わっておらず、その意味では各社における記載内容等の様式が一定定着してきたようである。

## 3 | 使用言語

グループ SFCR で使用される言語については、委任規則(EU) 2015/35 の第 360 条に規定されている。

これによると、その第 1 項で「保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社は、グループ SFCR をグループ監督当局が定めた言語で開示するものとする。」と規定されている。ただし、第 2 項において「監督カレッジが複数の加盟国の監督当局から構成されている場合、グループの監督当局は、関連する監督当局及び当該グループと協議した後、保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社に対して、監督カレッジでの合意により、第 1 項に言及された報告書を、関係する他の監督当局によって最も一般的に理解される別の言語で開示することを要求できる。」としている。さらに、第 3 項において、「保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社の保険及び再保険子会社のいずれかが、その公用語が第 1 項及び第 2 項の適用によって SFCR を開示している言語と異なっている加盟国に本店を有する場合、保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社は、当該報告書の要約を当該加盟国の公用語に翻訳しなければならない。」と規定されている。

この規定に基づいて、例えば、欧州大手保険グループ 6 社は、そのグループ SFCR について、自国語に加えて、英語版も作成している。さらに、AXA、Allianz、Generali 等は、グループ SFCR の要約について、保険子会社が存在する加盟国の公用語に翻訳したバージョンを公表している。なお、6 社以外の会社でも、英語版を平行して作成したり、当初は自国語版のみを公表して、後ほど英語版を Web サイトで公表している会社もある。

一方で、単体の SFCR については、基本的には当該単体の管轄地域の言語だけの対応となっている。ただし、欧州大手保険グループ 6 社については、一部の主要単体会社や主要国でない場合等についても、英語で作成しているケースもある。

例えば、Allianz は Web サイトで、グループの構成会社のうちの 13 の単体の SFCR を公表しているが、そのうちの 2 社 (Allianz Insurance plc (英国) と Euler Herms (ベルギー)) のみが英語版となっている。英語圏以外では、ベルギーの子会社が自国以外の言語の英語で作成していることになり、その他は子会社の監督当局の本拠地の国の言語のみで作成されている。従って、主要な単体保険会社である Allianz SE についてもドイツ語版のみとなっている。また、要約版については、英語・ドイツ語圏以外で、子会社が本店を置く全ての EU 加盟 13 カ国の公用語で作成しているが、それぞれ 1 ページ程度の内容である。

GeneraliはWebサイトで19の単体のSFCRを公表している。2016年においては、Ceská pojišťovna A.S. (チェコ)が英語で作成されていたが、2017年以降は当該会社を含めて、管轄地域の言語でのみ作成されている。ただし、Generaliは、単体の親会社のAssicurazioni Generali S.p.A.について、イタリア語版だけでなく、英語版も作成している。また、要約版については、子会社が本店を置く全てのEU加盟13カ国の公用語で作成しているが、Allianzとは異なり、それぞれ6ページ程度の紙面を費やしている。

AXAの場合、要約版について、英語・フランス語圏以外で、子会社が本店を置く全てのEU加盟8カ国の公用語で作成しているが、それぞれ1ページの内容である。

グループ会社において、その構成会社である全ての単体のSFCRが当該単体の管轄地域の言語で作成されているというわけでもないが、当該市場において一定の市場シェアを有する会社の場合には、当該監督当局から、当該国の言語で作成することを要請されることになっており、こうした傾向が反映されている。

#### 4 | QRTsの取扱

ソルベンシーII年次定量的報告テンプレート(年次QRTs)の報告については、SFCRの附属資料としている会社と別途資料としている会社がある。

年次QRTsは、SFCRに提示された情報を補完し、2—2 | で述べたように、国別や事業別の貸借対照表項目、保険料、保険金請求及び事業費、技術的準備金、自己資本及びソルベンシー資本要件の金額、長期保証措置と移行措置の適用による影響等を明らかにしている表で構成されている。

#### 5 | 独立監査人による監査報告書

SFCRについては、監査を強制されているわけではない。ただし、EIOPAは監査を推奨し、いくつかの国の監督当局は監査の必要性を強く主張している。

こうした状況下で、今回のSFCRでの欧州大手保険グループ6社の対応は分かれている。具体的には、AXA、Generali、Prudential、Avivaについては、独立監査人による監査報告書がSFCRの附属資料として添付されているが、AllianzとAegonのSFCRには添付されておらず、AegonはSFCRの内容については、監査対象外である旨の記載を行っている。これはこれまでと同じ状況である。

独立監査人による監査を、品質管理の一環として利用するとのスタンスを有している会社もあれば、重要かつ堅実な社内レビューを通じてチェックを行っているとのスタンスの会社もある。

監査を行う場合、監査が困難又は不可能な技術的な手法等の使用が制約を受けるとともに、説明のために内部情報の開示の必要性が高まることになる。

#### 6 | その他

SFCRは、その趣旨からして、できる限り保険契約者や投資家等が理解できるものを提供していくことが求められている。こうした観点から、多くの会社が、用語集を付け加えて、複雑な専門用語の説明を行っている。さらには、テキストや図表を積極的に使用して、読者にわかりやすいものを目指している会社もある。ただし、補足的な情報や解説については、限定的で、基本的な要件だけを満たしている会社が多い。

なお、AXAはKey Highlightsという名称のポイントをまとめた資料を別途作成している。

## 4—2017年のSFCRに対する評価等

ソルベンシー II 制度の下で 2016 年に初めて作成・公表された SFCR については、関係者から各種の反応が見られたが、2017 年の SFCR についても、公表以降各種の評価等が行われて、2018 年以降の SFCR の見直しに向けての期待の表明等の動きが見られた。こうした動きの一部については、昨年度の保険年金フォーカス「[欧州保険会社が 2017 年の SFCR（ソルベンシー財務状況報告書）を公表（1）－全体的な状況報告－](#)」（2018.7.10）でも報告した。この章では、昨年の 7 月以降の 2017 年の SFCR に対する評価等の反応の状況について報告する。

### 1 | 2017 年の SFCR の正確性の質等についての評価

SFCR については、多くの会社において、かなりの間違いが発見されており、その正確性の確保という面での質が問題となった。このことは、保険会社にとって、SFCR の作成が重大な負担になっていることを示していると共に、SFCR の位置付けが Annual Report と同程度の重要なパブリック・ディスクロージャー資料であるとの認識が十分ではないのではないか、との指摘も行われている。

### 2 | PRA の評価と要請

英国の PRA（健全性規制機構）の保険監督の責任者である David Rule 氏は、2018 年 9 月 26 日にロンドンで開催された「Bank of America Merrill Lynch 23rd Annual Financials CEO Conference」において行った「A to Z of current issues in Insurance Supervision」とのスピーチ<sup>2</sup>において、「資本管理、市場リスクの感応度および開示」というテーマの中で、投資家とアナリストがより良い一貫した開示を求めている重要な項目分野として、「市場リスクの感応度」と「ソルベンシー II P&L」を挙げている。

「市場リスクの感応度」については、個々の会社毎にいくつかのケースで公表が行われているが、パターンは会社間で一貫しておらず、投資家やアナリストからは感応度の一貫したセットが開示要求リストの最上位項目近くにあったことから、「保険会社や業界団体が、この分野の業界標準に向けて働くことを願っている」と述べていた。

また、1 つの報告日から別の報告日における保険会社の SCR 比率の変化の要因を示す「ソルベンシー II P&L」については、「保険会社がソルベンシー II 資本をどのように生み出すのかを理解するために、PRA によって使用される、ある報告日から次の報告日までのソルベンシー資本要件（SCR）に対する保険会社の資本剰余金の変更の包括的な内訳」を示す具体的な資料を、付録として提示していた。David Rule 氏は、これにより「SFCR が資本創出を開示するのに適した文書になるだろう。」と述べていた。

アナリスト等は、こうした意見を歓迎し、2018 年の SFCR への反映を期待していた。

ところが、2018 年の SFCR について、例えば後者の提案に対応した会社は殆どなかったようである。定期的に監督当局のために作成されている資本創出に関する情報ではあるが、公開資料への提供には殆どの会社が消極的であったことになる。

<sup>2</sup> <https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/speech/2018/a-d-to-z-of-current-issues-in-insurance-supervision.pdf>

### 3 | アナリスト等の評価

結局のところ、SFCRは、興味深い情報を多数提供してはいるものの、投資家が本当に必要としている情報に関する詳細は開示されていないことから、現在のSFCRの価値は限られている、との評価のようである。

ソルベンシーIIの導入後、多くの生命保険会社がEV (Embedded Value) 指標の報告を中止しているため、SFCRに保険会社が資本を生み出す方法に関する実質的な情報を含めることが期待されているが、会社を評価する上で不可欠なこの詳細を報告している会社は殆どないのが現状である、と評価されている。

### 4 | BaFin の評価

ドイツの保険監督当局であるBaFinは、2017年のSFCRに対する評価について、2018年9月17日に声明「SFCRの質の改善が進展」を公表<sup>3</sup>して、「現在の報告の質に関するランダムな調査により、より多くの開示経験がSFCRの質に良い影響を与えるというBaFinの期待が確認された」と述べた。

いくつかの会社の報告は、品質の点でも大幅に改善されているが、全体として、2回目の開示でも、要求される品質レベルはまだ満たされていないとして、さらなる最適化を期待している、とした。

また、殆ど全ての会社が必要な情報を素人に分かりやすくするために合理的な努力をしてきたとして、平均的な保険契約者の理解度の向上に貢献するものになっているとした。

詳細度に関して、保険会社は、SFCRのガバナンスの章で会社特有の声明を使用し、一般的な声明に対する批判に対応して、「ある程度の進歩」を見せたが、「欠点は依然として残っている」とした。さらに、一部の保険会社は、SFCRのナラティブにあるべき情報を、付録の定量的な報告書テンプレートの数字を指し示すだけで置き換えている、とした。

BaFinは、さらに、情報が特に必要とされない場合でも、「SFCR利用者の判断や決定に影響を与える場合は、開示する必要があるが、このような追加情報を開示することにおける会社の消極的な姿勢に殆ど変化はなかった」とした。

### 5 | GDV (ドイツ保険協会) の評価

ドイツの保険業界団体であるGDV (ドイツ保険協会) は、2019年2月に「ソルベンシーII：透明性を高めるためのデータが少ない」との報告書<sup>4</sup>を公表して、ソルベンシーIIに関するパブリック・ディスクロージャー資料の抜本的な見直しを求めている。

この報告書によれば、「SFCRは、企業の財政状態を一般の人々に対して透明にすることを目的としている。しかし、多額の費用をかけて作成された報告書は、殆ど読まれていない。ソルベンシーIIの透明性の目的を達成するためには、SFCRの抜本的な見直しが急務である。」と述べている。

GDVの調査によれば、SFCRは公表後の4ヶ月間で、1社あたりの平均でわずか33回 (生命保険会社では46回、損害保険会社は27回) しかダウンロードされていない<sup>5</sup>。さらに、会社毎の差異も大きく、一部の会社のSFCRは比較的読みやすく、それなりにヒット数があるが、他の保険会社の

<sup>3</sup> [https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Fachartikel/2018/fa\\_bj\\_1809\\_SolvencyII.html](https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Fachartikel/2018/fa_bj_1809_SolvencyII.html)

<sup>4</sup> <https://www.gdv.de/de/themen/news/solvenzberichte--weniger-daten-fuer-mehr-transparenz-43630>

<sup>5</sup> これに対して、Annual Report (年次報告書) のダウンロードは、平均236回で、約7倍の差があるとしている。



SFCR は全くヒットされていない。

因みに、GDV の調査に参加した中小規模の損害保険会社について、その SFCR の作成には 160 人日の労働力が必要だったが、公表後の 6 ヶ月間のダウンロード数はわずか 70 だった、と紹介されている。

SFCR に要求される非常に詳細な内容は、専門家でさえも圧倒する大量のデータを提供しており、保険会社にとって透明性を高めることをより困難にしている、と述べている。従って、不要な情報を排除することで、SFCR は読みやすくなり、透明性が高まると述べている。

さらに、GDV は、株式アナリスト、保険会社、規制当局及び一般市民を 1 つの文書だけで満足させることは「達成するのが難しい両天秤策」であると主張している。報告書は、SFCR を利用者により適したものとするために、「保険契約者向けの短い分かりやすい報告書と、主として専門家向けの補足データセクションに分割する」ことを提案している。また、定量的報告テンプレート (QRT) における範囲とデータの頻度の削減を提唱し、報告要件は会社のリスクプロファイルと一致させる必要がある、と提案している。

## 6 | EIOPA の反応

EIOPA の Gabriel Bernardino 会長は、2018 年 12 月に開催された「Insurance Risk&Capital EMEA Conference」において、2020 年のソルベンシー II のレビュー問題に関連して、SFCR について、「大きな付加価値なしにボリュームを追加するコピー・ペースト・テキストがたくさんある。SFCR のいくつかの要素を合理化することが可能だ。」と述べていた。さらに、「同時に、より標準化したいと考えている。アナリストや投資家からのメッセージである。私に非常に頻繁に言われている一つの側面は、自己資本と SCR の期間毎の変化の原因を見るための標準化された方法を持つことである。」と述べていた。

## 7 | 監督当局の対応—外部監査要件の対象会社の緩和—

英国は SFCR の数値の外部監査を義務付けているが、PRA は、2018 年 11 月 15 日以降に終了する会計年度において、一定の要件を満たす「小規模会社」についてはこの要件を免除することとした。

これは中小会社の監査費用の負担が大きいと批判に対応したものである。これにより、PRA によれば、150 社以上の小規模会社及びグループが恩恵を受けることになるとしている。

なお、PRA はこれに併せて、パブリック・ディスクロージャー監査方針の「透明かつより比例した」適用を支持するが、規制データの質及びこれらの企業からの公表を引き続き監視するとした。

## 5—2018 年の SFCR 公表を受けての動き

今回の 2018 年の SFCR についての直接的な反応は、公表されて間もないこともあり、このレポートの作成時点では比較的限定されている。

ただし、SFCR に対する基本的な反応については、2 年前の保険年金フォーカス「[欧州保険会社が 2016 年の SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) を公表 \(1\) —全体的な状況報告—](#)」(2017.7.11) で報告しており、この反応や意見は引き続きベースとして存在している。

## 1 | 保険会社の対応

SFCR についてはグループのみ作成し、子会社毎に別々の SFCR を作成することが免除されるオプションも用意されているが、これを利用している会社は少数で、殆どの会社が単体の SFCR も作成している。

保険会社各社は、他社の SFCR を分析すること等を通じて、自社の SFCR の見直しを行ってきている。各種の説明内容や情報の提供レベルについては、他社との比較感を見ながら、自社の SFCR 作成に生かしていこうとしている。時間の経過とともに、自然に一定程度のコンバージェンスが実現していくことが期待されている。

## 2 | SFCR の読者について

昨年のレポートで報告し、また先の章の GDV の評価でも見られるように、SFCR については、アナリストやコンサルタント、競合他社等に読者が限られており、保険契約者には殆ど読まれていない状況にある。実際に、SFCR のあるページをクリックする人は多いが、SFCR がダウンロードされる数は限られた状況にある。

こうした中で、保険会社の作成者も、SFCR が多くの読者に読まれることは想定しておらず、例えば平均的な保険契約者が SFCR の内容を理解することも想定していない模様である。ただし、要約版については、これが多くの読者に何らかの示唆を与えることを目指している模様である。

その意味で、SFCR の内容については、一定程度の読者を想定した上で、理解してもらいたい事項、あくまでも一定の事実として認識してもらいたい事項等を整理する中で、それぞれの記載内容や記載方法及び記載量等のバランスが取られていくことになるものと想定される。

なお、格付機関も SFCR が格付けに大きな影響を与えるとは判断していないようであり、その意味では SFCR の位置付けが改めて問われているともいえる。

## 6—まとめ

今回のレポートでは、作成及び公開 3 年目となる 2018 年の SFCR の全体的な状況について報告してきた。

### 1 | 保険会社による SFCR の作成

保険会社は SFCR の作成において、可能な限り既存の報告書からの引用等も利用する中で、負担の軽減を図っているが、それでも限られた時間の中で、多大な労力が費やされている。2016 年は最初の年であったことから、試行錯誤もあったが、2017 年以降は 2016 年の結果を踏まえて、その作成に関してはかなりスムーズに進んできているようである。こうした状況下で、一部の会社はかなり前倒しでの SFCR の提出及び公表を行っている。2019 年の報告書からは、移行期間が終了して、本来的なスケジュールになっていくが、さらなる効率化に向けた努力も必要と思われるものの、ほぼ各社とも対応が可能な状況になっているようである。

一方で、SFCR に対する各種の意見や評価も踏まえて、必要に応じて、さらなる充実を図りつつ、分かりやすさを追求しての簡素化等に向けた取組みも求められてくることになる。

### 2 | 監督当局等からの要請への対応

一方で、今回のレポートで報告したように、アナリストや投資家等からのニーズ等も踏まえて、監督当局から

は、引き続きの改善に向けた要請が行われてくることになる。EIOPA は、2016 年の SFCR について分析を行い、2017 年 12 月 18 日に、(再)保険会社及びグループによる SFCR についての最初の監督上の経験に関する分析結果である「EIOPA の監督声明:ソルベンシー II :ソルベンシー財務状況報告書」を公表<sup>6</sup>しているが、この監督声明の中で、EIOPA は、(再)保険会社及びグループに対して、比例原則を損なうことなく、SFSCR に関するいくつかの重要な調査結果及び改善領域について考慮することを奨励していた。

ただし、欧州大手保険グループの SFSCR については、元々他の会社に比べれば充実した内容になっていることから、これまでの SFSCR と比べて 2018 年の SFSCR の内容が大きく変更されているわけではない。

いずれにしても、SFSCR の位置付け等については、各国の監督当局と保険会社との間で必ずしも十分な合意が得られていない面もあり、従って SFSCR において提供されるべき情報の内容等についての考え方も必ずしも十分には統一されていないようである。こうした状況は、EU 加盟各国の監督当局間及び保険会社及びグループ間でも当てはまることであり、各社の SFSCR の記載内容の詳細については、各国監督当局及び各保険会社及びグループの考え方を反映して、各社各様のものとなっている。

ただし、こうした状況は過渡的なもので、SFSCR については、今後の監督当局と保険会社との関係や、保険会社各社の他社研究等を通じて、また将来的に経験を重ねることを通じて、その位置付けが徐々に固まっていき、より有用性の高いものとなっていくことが期待されることになる。特に、先に報告したように、EIOPA は、アナリストや投資家からの意見も踏まえて、今後も必要な検討を進めて、SFSCR の実質的な価値を高めていくことを目指していることから、その取り組みが引き続き注目されることになる。

次回以降のレポートで、欧州大手保険グループ各社の 2018 年の SFSCR から一部の項目(長期保証措置と移行措置の適用による影響、内部モデルと標準式の差異等)を抜粋して報告する。

以上

---

<sup>6</sup> この内容については、保険年金フォーカス「[EIOPA が 2016 年 SFSCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) に関する分析結果を公表](#)」(2018.1.9) で報告している。